

農家の皆さまへ

□■□ 農業用融雪剤購入助成事業 ■□■

豪雪による、果樹の樹体損傷の軽減、育苗ハウス等の早期復旧を図るため、園地に散布する融雪剤の購入費に対して下記のとおり助成します。申請される方は必要書類を持参の上、農業振興課までお越しください。

ただし、つがるにしきた農協鶴翔支店で購入された分は、申請不要です。同農協が代わりに まとめて申請します。

<u>※果樹園地、育苗ハウス用を問わず、農業用に購入した物は全て対象です。</u>

- 対 象 者・・・鶴田町に住所を有する農業者(ただし、町税等の滞納がない方)
- 対象資材・・・<u>令和6年12月1日~令和7年3月20日</u>の期間に購入した、農業用 融雪剤(ほ場に有害な融雪剤等は対象外)

※農業用に購入した物は全て対象です。

- 助成内容・・・(1)10アールあたり3袋(60kg又は50相当分)まで
 - (2)10アールあたり2,000円以内の助成。
 - (3) 購入金額の1/2以内 ただし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。
- □ 助成対象となる最大面積は、農地基本台帳の農地面積です。

なお、10アールに満たない面積は切り捨てとします。

- 例) 作付面積が2反7畝 → <u>最大で</u>2反分の4000円が助成対象となります。 作付面積が 9畝 → 1反未満なので対象となりません。
- □ 作付面積に対しての助成ではありません。
- ●受付日時・・・2月3日(月)~3月31日(月) 9時~12時、13時~16時(平日のみ)
- ●受付場所…役場2階 農業振興課
- ●持参するもの ・融雪剤の購入が確認できるもの(領収書、レシートなど)
 - •補助金振込先の通帳
 - ·認印
- ◆つがるにしきた農協鶴翔支店で購入された方は、申請不要です。 同農協鶴翔支店以外で購入したものもある場合は、申請が必要と なりますので、ご注意下さい。